

報道関係各位

平成 27 年 12 月 15 日

～たった一度の過ちが人生を狂わせる！～

飲酒運転根絶のために！「3つの約束」

飲酒運転で交通事故を起こせば被害者・遺族はもちろん、多くの人生を狂わせます。たとえ事故に至らなくともその罰則は、運転者だけでなく、場合によっては同乗者や車両提供者、お酒の提供者にも及びます。お酒を飲む機会が多くなりがちなこの季節、飲酒運転をなくすために一人ひとりが心に留めておきたい、「3つの約束」をお伝えします。



<関連リンク>

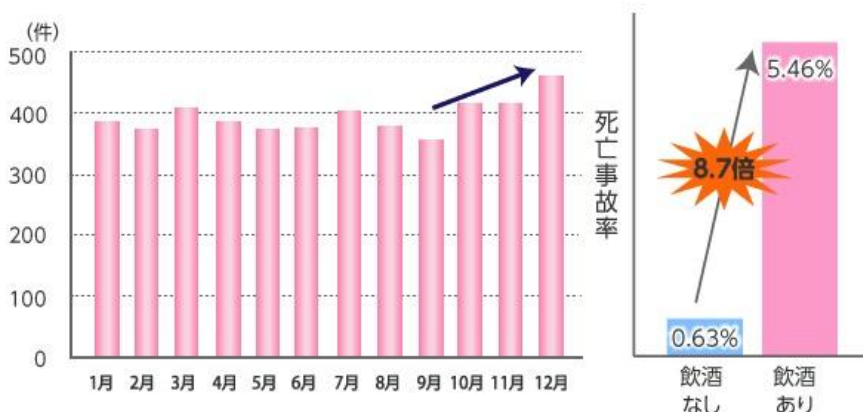
政府広報オンライン／お役立ち情報 「飲酒運転は絶対に『しない!』『させない!』みんなで守ろう 3つの約束」

URL:<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201312/1.html>

12月に飲酒事故が多発

交通事故の発生件数を月別にみると、12月が最も多くなっています。また、交通事故が発生した際に死亡事故となる割合(死亡事故率=死亡事故件数÷交通事故件数×100)をみると、「飲酒なし」の0.63%に対して「飲酒あり」は5.46%と8.7倍に跳ね上がっています。

月別飲酒事故件数(平成22～26年)



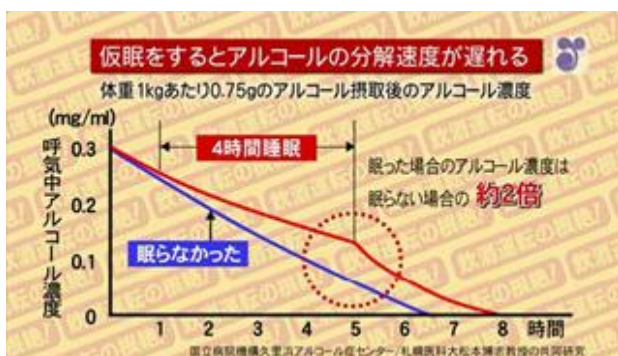
(資料 左:警察庁、右:警察庁「平成26年中の交通事故の発生状況」)

ビール中ジョッキ一杯分のアルコールが抜けるまで、5時間かかる？



一般的な中ジョッキサイズのビール（約 500ml）には純アルコールが 20 グラム程度含まれており、個人差があるものの、このアルコール量を分解処理するのに約 5 時間を要するといわれています。当然、飲酒量が増えるとアルコール分解時間も長くなります。

「ひと寝入りして酔いを醒まそう」は、大間違い？



仮眠すればアルコールが抜ける、という考えがありますが、実は間違い。むしろ眠っていた方が起きている場合と比べて、アルコールの分解が遅くなるといわれています。飲酒してしまったら、体からアルコールが抜けるまでには長い時間が必要です。もし、翌日に車を運転する予定があれば、それを考慮した適度な飲酒量にしておく心掛けが大切です。

※画像出典:

政府インターネットテレビ「飲酒運転の根絶！飲酒運転を絶対にしない、させない」

URL:<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg5746.html?nt=1>

飲酒運転をなくすための3つの約束

飲酒運転根絶のためには「飲んでも平気」「事故を起こさなければよい」「捕まらない」などと思いつまらずに、以下の3つの約束を必ず守りましょう。

<約束1> お酒を飲んだら 「乗らない」

- ・ドライバー・ライダーはお酒を飲んだら運転せずに、公共交通機関や運転代行業者を利用しましょう。
- ・運転するならお酒は絶対に飲まず、アルコールが含まれていない飲み物にしましょう。
- ・前もって、自動車の鍵を飲食店に預けることも有効です。

<約束2> お酒を飲んだ人を 「乗せない」

- ・ドライバー・ライダーが飲酒してしまった場合は、周囲の人は絶対に運転させないようにしましょう。
- ・飲酒した人の運転する車に同乗することも止めましょう。
- ・飲食店側では飲酒運転防止のため、自動車の鍵を預かるという対策も可能です。

<約束3> 運転する人には、お酒を「飲ませない」

- ・ドライバー・ライダーにお酒を勧めたり、飲ませたりしないことが、周囲の人にとって最も大切です。
- ・飲食店の方は、車で来店した場合、運転する方を確認し、飲酒運転の危険のある方には絶対にお酒を提供しないでください。

＜関連リンク＞

政府広報オンライン お役立ち情報 「飲酒運転は絶対に『しない!』『させない!』みんなで守ろう 3つの約束」

URL:<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201312/1.html>

政府インターネットテレビ 「飲酒運転の根絶! 飲酒運転を絶対にしない、させない」

URL:<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg5746.html?nt=1>

警察庁「みんなで守る『飲酒運転を絶対にしない、させない』」

URL:<https://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/insyuunten/index.htm>



「政府広報オンライン」～国の行政情報に関するポータルサイト

内閣府政府広報室では、ポータルサイト「政府広報オンライン」や各種ソーシャルメディアを活用して、さまざまな国の取組のなかから、“毎日の暮らしに役立つ情報”や“重要な施策の広報キャンペーン”などを日々ご紹介しています。ぜひご覧下さい。



▼『政府広報オンライン』トップページ

<http://www.gov-online.go.jp/index.html>

▼『政府広報オンライン』ソーシャルメディア公式アカウント

Facebook : <http://www.facebook.com/gov.online>

Twitter : https://twitter.com/gov_online



政府広報アプリと電子書籍

政府広報オンラインでは、スマートフォンやタブレット端末向けに「政府広報アプリ」と、そのアプリで読める電子書籍を無料で提供しています。電子書籍では、政府広報オンラインのコンテンツから、防災・減災など、暮らしにかかわりの深いものや生活に役立つ記事・動画などをピックアップして公開していきます。アプリと電子書籍のダウンロードはこちらから。

▼政府広報アプリ

<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/app/index.html>



本件に関するお問合せ
内閣府政府広報室 03-3581-7026(直通)